二　前号イからハまでに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関すること（情報通信国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く。）。

第百二条を次のように改める。

第百二条　削除

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十一号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十三条中「四人」を「五人」に改める。

第九十四条第二項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年七月十日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条の十第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（法附則第八条の十第一項の政令で定める施設）

第十六条　法附則第八条の十第一項の政令で定める施設は、センターが東京都新宿区霞ヶ丘町（一番、二番、二番地先、三番、三番地先、四番、四番地先、十番、十番地先及び十五番に限る。）並びに渋谷区千駄ヶ谷一丁目（十五番、十五番地先、十六番及び十六番地先に限る。）及び二丁目（三十三番、三十三番地先及び三百五十九番に限る。）の区域において整備する競技場とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　馳　浩
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十三号

平成二十八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定）

第一条　総合法律支援法（次条において「法」という。）第三十条第一項第四号に規定する非常災害として、平成二十八年熊本地震による災害を指定する。

（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間）

第二条　前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2　前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から平成二十九年四月十三日までとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　岩城　光英
内閣総理大臣　安倍　晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の八から第六号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第六号の七の次に次の一号を加える。

六の八　（クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条第二十六号の十一中「製剤」の下に「。ただし、二―メルカプトエタノール一〇％以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同条第二十六号の十二とし、同条中第二十六号の十を第二十六号の十一とし、第二十六号の五から第二十六号の九までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の四の次に次の一号を加える。

二十六の五　メタンスルホニル＝クロリド及びこれを含有する製剤

第二条第一項第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二　グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中(176)を(177)とし、(115)から(175)までを(116)から(176)までとし、(114)の次に次のように加える。

(115)　二・二・二―トリフルオロエチル＝［（一Ｓ）―一―シアノ―二―メチルプロピル］カルバマート及びこれを含有する製剤

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十四号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三